

地域社会の持続的な発展を支える リスクマネジメント

地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、将来的な人口減少などにより大きく変化しており、地域金融機関には、これまで以上に地域への貢献が求められています。地域社会の持続的な発展を支えていくため、収益・リスク・資本のバランスのとれた健全なリスク管理により、当行の持続可能性を高めてまいりたいと考えています。

当行では、中期経営計画「ステージII」において「持続可能な成長モデルの確立」を掲げ、これまでも力を入れてきた「お客さま本位の営業」や「本部運用」の取組みをさらに「深化」「強化」するとともに、地方創生・SDGsへの取組みも強化することで、地域社会の発展への貢献と当行の持続可能な成長の両立を目指しています。この目的を確実にするため、後述の「リスク・アペタイト・フレームワーク (RAF)」を整備するなど、リスクマネジメントの強化を進めています。

加えて、多様化・複雑化するリスクに有効に対応していくために一元的・統合的な管理態勢を強化することから、リスク統括部とコンプライアンス部を2021年6月に統合し、「コンプライアンス・リスク統括部」に組織を再編いたしました。

リスク・アペタイト・フレームワーク (RAF)

当行では、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営目標を達成するため、期間業務計画運営において「リスク・アペタイト・フレームワーク (RAF)」の考え方を取り入れ、リスク・アペタイト（進んで引き受けようとするリスクの種類と量）を明確にしています。

期間業務計画の策定にあたっては、内外環境分析を通じて、社会経済の動向や市況見通し、ならびに当行ポートフォリオや資本の状況について行内で認識共有し、収益・リスク・資本のバランス（＝リスク・アペタイト）に留意したうえで事業戦略を検討しています。さらには当該事業戦略が当行の経営理念や経営方針（中期経営計画やリスクテイク方針等）に沿ったものか、リスク管理の観点から検証し、事業計画を決定しています。また、策定した事業計画については経営会議にて実行状況のモニタリングをおこない、必要に応じて見直しすることにより、PDCAサイクルを有効に機能させています。

リスク・アペタイト・フレームワークを整備・活用することにより、行内でのリスク・コミュニケーションを深め、効果的に経営管理をおこなっていくことで、地域社会と当行の持続的な発展・成長を目指します。



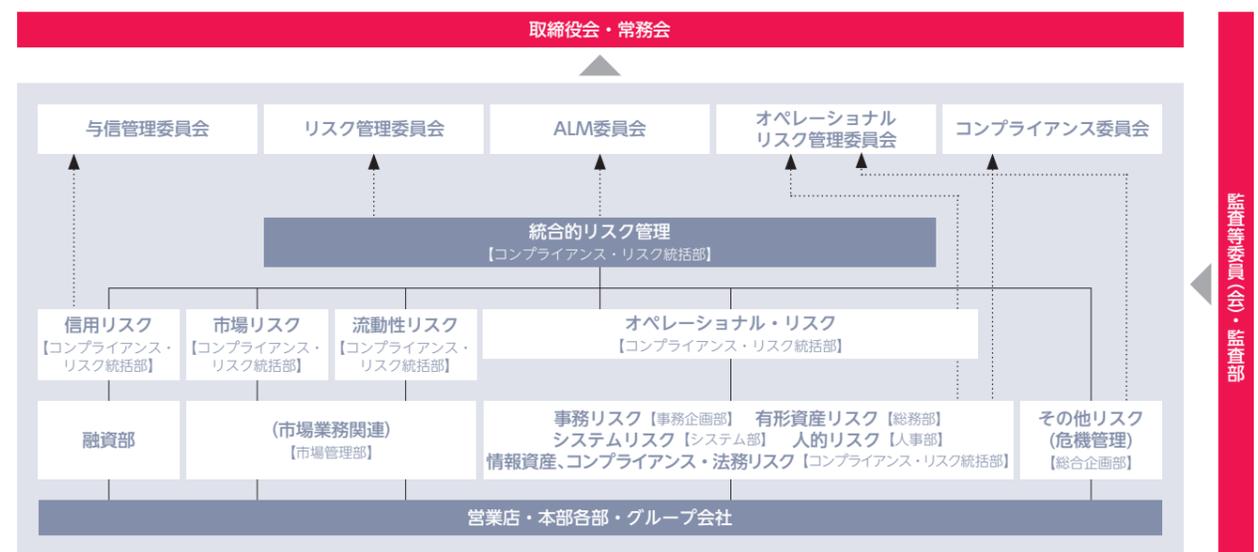
リスク管理体制の概要

リスクを的確に管理するために、取締役会で制定した「リスク管理基本規程」にもとづき、半期毎にリスク管理方針を定め、各種リスクを統合的に管理しています。銀行が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなどがあります。これらのリスクに対しては、まず、第一線でリスクと対峙する事業部門が責任を持って管理をおこなっていますが、当行では、各々リスクについて主管部署を定め、リスクの種類ごとに銀行全体のリスクの状況を把握・分析ならびに評価し、管理・牽制をおこなう体制としています。加えて、ALM委員会など各種委員会およびリスク管理の統括部署（コンプライアンス・リスク統括部）を設置し、各種リスクを統合的に管理する体制を構築しています。また、こうしたリスク管理の状況については、監査部が監査しており、リスク管理の適切性・有効性を継続的に確保するための体制も整備しています。

このように、当行ではリスク・ガバナンスを確固としたものにするために、「3つの防衛線^{*}」の考え方に沿ったリスク管理の態勢を構築しています。

※ 第1線：事業部門による自律的管理、第2線：リスク管理部門による牽制・支援、第3線：内部監査部門による適切性・有効性の検証・改善提言

リスク管理体制



統合的リスク管理について

当行では、RAFを活用し健全性確保と収益性向上の両立に努めており、安定的に健全性を確保するため、資本の範囲内でリスクテイクをおこなう方針としていますが、これを実現するため、各リスク・カテゴリーにリスク限度額を設定し、リスク量をモニタリングし管理しています。

統合的リスク管理を実効性あるものとするため、統計的な手法などを用いて、信用リスク量、市場リスク量、オペレーショナル・リスク量を算定し、それらを合算した当行全体のリスク量を自己資本と対比することにより、自己資本充実度の評価・検証をおこなっています。加えて、各リスク量が捕捉できていない可能性のあるリスク事象についてもストレス・テストによる評価・検証をおこなっています。これらの評価・検証結果は事業計画やリスク管理の強化・見直しに活用しています。

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利や為替、株式等の市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク (資金繰りリスク)	運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク
流動性リスク (市場流動性リスク)	市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	銀行の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク

信用リスク管理

当行では、経営体力の範囲内でリスクに見合ったリターンを確保できる取引をおこない、健全な資産構造を構築するため、各業務部門にわたる多様な取引に内在する信用リスクについて、それぞれの特性に適合したリスク評価方法および管理方法を定め、適切に管理することを基本方針としています。

信用リスク管理体制は、審査・管理部門が営業推進部門（営業店および営業部門）における個別案件の信用リスクを管理し、審査・管理部門および営業推進部門から組織・業務が独立した「コンプライアンス・リスク統括部」が信用リスク管理統括部署として信用リスク全体を統括管理しています。また、信用リスク管理の内部監査を担う与信監査担当を監査部門に設置し、信用リスク管理に関する監査体制を構築しています。

信用リスク管理方法として、具体的には、「債務者格付」「自己査定」等を通して与信先の企業実態を多面的に把握することにより、個別案件の審査、与信実行後の管理、償却・引当を適切に実施しています。また、ポートフォリオ管理の観点から、「与信残高の構成」や「信用リスク量」、「リスク・リターン」等をモニタリングすることにより、信用リスクのコントロールと安定的な収益の増強を目指しています。

なお、信用リスク量については、信用リスク管理計画で定めた限度額の範囲内であることを検証するとともに、自己資本の充実度を評価するためのストレス・テストを実施し、その結果を定期的に取り締り会等へ報告しています。

与信集中リスクについては、「債務者別」「業種別」「国別」に与信状況の把握ならびに管理をおこなっており、その状況を定期的に取締役会等へ報告しています。また、大口与信先の管理については、「与信管理委員会」において大口与信先の企業実態や地元経済への影響等、多面的に調査・分析し対応策等を検討のうえ、常務会で審議をおこなうとともに、その結果を定期的に取り締り会へ報告するなど、適切に管理する体制としています。

さらに、近年においては収益向上や地域支援を目的としてストラクチャード・ファイナンス等に取り組んでおり、与信形態の多様化、複雑化が進んでいます。リスクを多面的に洗い出し、検証をおこない、深度ある厳正な審査を実施するとともに、債務者の信用度にとどまらず市況、業界動向等も含めた適切なモニタリングをおこなう体制を整備しています。

市場リスク管理

当行では、市場リスクの状況を現在価値変動と資金利益変動の両面から把握・分析するとともに、ストレス・テストをおこなうなど多面的に評価することを市場リスク管理の基本方針としています。

市場リスク管理体制は、市場運用部門（フロント・オフィス）と事務管理部門（バック・オフィス）を分離し、さらにリスク管理部門（ミドル・オフィス）を設置して相互に牽制する体制としています。

市場リスク管理方法として、取引限度や損失限度額を設け、一定額以上の損失が生じないように管理しています。また、バンキング業務（投資有価証券業務）については、中長期的に安定収益を確保するため、ALM分析やVaRによる分析などにより、リスクとリターンのバランスに配慮したリスク管理運営をおこなっています。なお、市場性商品（有価証券）を対象として、市場リスクを中心としたシナリオにもとづくストレス・テストや経済状況や市場環境など予兆管理を適切におこなう態勢を整備するとともに、ヘッジ方針の策定をおこない、収益の減少もしくは損失増加の極小化を図るため、適切な手段によりヘッジをおこなっています。さらに、市場業務については市場リスクを中心として、信用リスクおよび流動性リスクを含めて機動的に管理できる体制を整備しています。

預貸金業務を含めた銀行全体の市場リスクの管理については、金利リスク量の計測をはじめとして多面的にリスクの状況分析をおこない、リスク管理委員会およびALM委員会において、資産・負債の総合的な管理という観点から議論のうえ、運用・調達方針の検討をおこなっています。

流動性リスク管理

当行では、資金繰り運営の重要性を認識し、安定した資金繰り運営をおこなうことを資金繰りリスク管理の基本方針としています。また、商品ごとの市場規模、流動性等その市場特性等を勘案し、市場流動性に十分配慮することを市場流動性リスク管理の基本方針としています。

流動性リスク管理体制は、資金繰りリスクについては、実際に資金繰りをおこなう「資金繰り管理部署」（資金証券部）とその資金繰り状況を監視する「資金繰りリスク管理部署」（市場管理部）を分けて設置しており、厳重な資金繰り管理をおこなっています。

流動性リスク管理方法として、資金繰り管理部署は、早期警戒指標のモニタリングをおこなうなど日々の資金繰り状況に留意し、資金繰りリスクの抑制に努めています。資金繰りリスク管理部署は、流動性の高い資産の保有方針や運用と調達の一定期間の資金ギャップに限度額を設定するなど資金繰りリスク管理方針を定め、資金繰り管理部署の資金繰りの状況に問題がないか監視しています。

当行では、円貨については預金による調達が大半を占めており、資金繰りは安定していますが、不測の事態に備えて、保有有価証券を活用した市場調達など、調達手段の多様化も図っています。また、外貨については市場からの調達が多く、外貨調達環境が悪化し市場での再調達が困難となる事態を想定した強いストレスシナリオにおいて資金繰りが可能であることを検証しているほか、外貨の中長期的な安定性を維持するため、期間を考慮した外貨安定比率を設定し、モニタリングを実施しています。

オペレーショナル・リスク管理

当行では、顧客保護の観点を重視し、お客さまの利便と安全・安心を常にお届けできるよう、オペレーショナル・リスクを適切に管理するための組織体制および仕組みを整備しています。リスクを的確に把握することにより、リスク顕現化の未然防止に努め、万が一問題が発生した場合も影響を最小限にとどめることを管理の基本方針としています。

オペレーショナル・リスク管理体制は、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「情報資産リスク」、「コンプライアンス・法務リスク」の6つに分類し、リスク・カテゴリーごとに「リスク管理の主管部署」を定め、それぞれが所管するリスクを管理するとともに、オペレーショナル・リスク管理統括部署である「コンプライアンス・リスク統括部」がオペレーショナル・リスク全体の一元的・統合的な把握・管理を実施する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理方法として、損失データの収集・分析を実施し、再発防止策を策定・実施しているほか、新たな商品・サービスの導入時も含め各種業務のRCSA（リスクとコントロールの自己評価）を実施し、リスクの評価をおこなうとともに、対応策を策定・実施しています。

①オペレーショナル・リスクへの対応

オペレーショナル・リスクはさまざまであり、それぞれについて適切に管理できる体制を従来より整備していますが、特に重要な分野として、システムリスクやコンプライアンス・法務リスクの管理体制強化に取り組んでいます。

当行では、経営戦略とIT戦略を一体的に考え、中期経営計画「ステージⅡ」において「デジタル戦略の強化」を掲げ、デジタル化の急速な進展に対応するため、業務のデジタル化やデジタルサービスの強化に取り組んでいます。一方、近年、WEBやデジタル技術を利用したサービスの拡大、技術の高度化・複雑化、またサイバー攻撃の増加などにより、システムリスクが高まっています。デジタル戦略の強化にあたっては、リスク面を十分に踏まえ対応するとともに、システムリスクを継続的かつ適切に管理していくため、今後も態勢を整備・強化していきます。

また、当行では、単に法令等を遵守するだけでなく、金融機関としての行動（コンダクト）に対するお客さまや市場等からの期待や要請の高まりに対して誠実に対応することが重要と考えています。お客さまをはじめとした幅広いステークホルダーの利益を守るという方針のもと、コンプライアンス・法務リスクへの対応ならびに管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

項目	システムリスク（サイバー攻撃リスクを含む）
リスク事象	システム全面停止（障害発生）、コンピュータシステム等への不正侵入等
影響	お客さまへのサービス提供停止事象の発生、およびサイバー攻撃等による情報（お客さまの情報等を含む）や金融資産の窃取、改ざん、破壊等の発生を起因として、当行事業に対する社会的信用が失墜し、業績、株価へ悪影響を及ぼす
対応策	<ul style="list-style-type: none"> オンライン障害等により重大な銀行業務の中断が生じた場合の損失を最小限とするための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定等危機管理態勢を整備 不正プログラムの侵入防止対策を徹底

項目	コンプライアンス・法務リスク（コンダクトリスクを含む）
リスク事象	業法その他法令等違反行為、お取引先との不適切な契約・取引、社会通念に反する行為等の発生
影響	行政処分や損害賠償請求に起因する損害、信用失墜により業績、株価へ悪影響を及ぼす
対応策	風通しの良い職場づくりやコンプライアンス風土の醸成の推進、従業員教育の徹底、内部通報制度の整備・周知

②その他のリスクへの対応

当行では、上記①のリスクのほか、昨今の異常気象等の状況に鑑み、自然災害等によるリスクへの対応も重要性が高いと考えています。

自然災害の発生や感染症まん延の際には、お客さまの安全およびお客さまの支援を最優先するとともに、お客さまのニーズに応じた営業活動を実践することを基本方針としています。お客さまの安全・安心に万全を期すとともに、「社会インフラとしての金融サービス」を維持するために、速やかな対応策発動等適切な対応がおこなえるよう危機管理体制を整備しています。

また、気候変動リスクに対する意識の高まりが事業活動の方向性に大きな影響を与えつつあることに鑑み、この分野についても対応を進めていく方針です。

リスク事象	大規模な災害等や強い感染症のまん延のリスク
影響	営業活動の自粛・営業停止、取引先の経済活動の縮小により、業務遂行や業績等へ悪影響を及ぼす
対応策	業務継続計画（Business Continuity Plan）として危機管理に関する規程・マニュアル等を定め、平素より計画的に訓練ならびに研修を実施し、迅速な対応が可能な態勢を整備

リスク事象	気候変動リスク
影響	大規模な自然災害などによる被害が基大化しており、これらの背景にある気候変動の深刻化への対応が進まないことで、与信先の信用悪化や担保資産の棄損、当行の保有する固定資産の損壊等により、業務遂行や業績等へ悪影響を及ぼす（当行の取組みが遅れることで、各方向からの信頼を損なうことも含む）
対応策	当行は「TCFD [※] （気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言へ賛同しており、気候変動に関するリスクへの対応を進めていく方針

※ TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）… 2015年12月、G20の要請を受け金融安定理事会（FSB）により気候関連の情報開示および金融機関の対応をどのようにおこなうかを検討するために設立された。2017年6月に企業による自主的な開示を促すための提言をまとめた最終報告書を公表し、気候変動リスクおよび機会について提言に沿った情報開示を推奨している。